会津若松市サテライトオフィスの使用に関する要綱

令和3年3月18日決裁 令和5年3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に一部機能の移転等により事務所の開設を検討している首都圏 等の企業に対し、本市での事業を体験できる環境を提供するものとして、サテライトオフィスを使用するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) サテライトオフィス 本市へ機能移転等を検討する企業が、一定期間の事業展開を行う場として使用する次条に掲げる物件をいう。
 - (2) 首都圏等の企業 首都圏をはじめとした福島県外の区域に、本店又は主たる事業所を有する企業をいう。
 - (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する 暴力団をいう。

(物件)

第3条 サテライトオフィスとして使用する物件は、次に掲げる物件とする。

| 物件名 | 所在地 |
|----------------|---------------|
| 行仁町第1サテライトオフィス | 会津若松市行仁町8番29号 |
| 行仁町第2サテライトオフィス | 会津若松市行仁町8番29号 |

(使用申請)

第4条 サテライトオフィスの使用を希望する企業は、会津若松市財務規則(平成5年会津 若松市規則第12号)第217条第3項の規定により、行政財産使用許可申請書及び別紙サテライトオフィス使用計画書を市長に提出し、使用の許可を得なければならない。

(使用条件)

第5条 市長は、サテライトオフィスの使用の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

| 条件 | 内容 |
|--------|----------------------------|
| 対象の企業 | 本市に一部機能移転を検討する首都圏等の企業。 |
| 使用可能期間 | 当該行政財産の使用許可を受けた日から起算して、最長2 |
| | 年間使用することができるものとする。 |

- 2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めたときは、次回の使用を許可された企業がサテライトオフィスの使用を開始するまでの期間に限り、従前の使用を許可された企業は当該使用可能期間を超えてサテライトオフィスを使用することができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するときは、サテライトオフィスを使用 することができない。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) その他社会通念上、不適当と認められるとき。

(費用)

- 第6条 サテライトオフィスを使用する企業(以下「入居企業」という。)は、会津若松市 行政財産使用料条例(平成2年会津若松市条例第31号)第2条に定める使用料を納期限 内に納付するものとする。
- 2 入居企業は、サテライトオフィスの使用に係る水道及び光熱費、通信費、消耗品等の需 用費及び町内会費を負担しなければならない。

(修繕)

- 第7条 入居企業は、サテライトオフィスの諸造作、設備が破損若しくは故障により修繕の必要が生じ、又は生じるおそれがある場合には、速やかにその旨を市に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市が必要と認めた修繕は、市がその費用を負担して実施するものとする。ただし、入居企業が所有する諸造作、設備及び使用者の責めに帰すべき事由によるものは、入居企業がその費用を負担するものとする。

(損害の賠償)

第8条 入居企業は、自己又は代理人、使用人、請負人等が故意又は過失によって、市又は 第三者に損害を与えた場合は、直ちに市に対しその旨を報告し、自己の責任と費用負担に おいて、その損害を賠償しなければならない。

(使用する企業の管理責任)

第9条 入居企業は、サテライトオフィスを自己の責任において管理し、善良なる管理者の 注意をもって使用しなければならない。

(遵守事項)

- 第10条 入居企業は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 入居企業は、使用の許可を受けた日から起算して 30 日以内に使用を開始すること。
 - (2) サテライトオフィスの全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡しないこと。
 - (3) サテライトオフィスの設備及び備品等を適切に取り扱うこと。
 - (4) サテライトオフィスの火気の取り扱いに注意するとともに、水道設備の凍結防止及び清潔の保持に努めること。
 - (5) 近隣の住民に配慮し、迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

- (6) サテライトオフィス内及び敷地内において、動物を飼育しないこと。
- (7) その他サテライトオフィスの使用に際しては、市と協議し、合意した事項に従うこと。 (事故免責)
- 第11条 サテライトオフィスが通常有すべき安全性等を欠いていたことにより発生した事故による場合を除き、サテライトオフィス内又はその周辺で発生した事故のいかなる場合にも、市は一切の責任を負わない。

(明渡し)

- 第12条 入居企業は、第5条により許可された期日満了日までに次の事項を満たし、サテライトオフィスを明け渡さなければならない。
 - (1) 入居企業は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、サテライトオフィスを原状に回復しなければならない。ただし、市が特に原状回復の義務を免除した場合は、この限りではない。
 - (2) サテライトオフィスの使用に係る水道及び光熱費、通信費等入居に要した契約の解 約手続きについては、入居企業が行うものとする。 (立ち入り)
- 第13条 市のサテライトオフィスへの立ち入りは、次の事項に定めるものとする。
 - (1) 市は、管理上必要があるときは、サテライトオフィスに立ち入ることができる。
 - (2) 入居企業は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による市の立ち入りを拒否することはできない。
 - (3) 次回の使用を希望又は検討する企業、その他関係者等がサテライトオフィスの見学 等のために立ち入る場合は、市があらかじめ入居企業の承諾を得て立ち入ることとし、 入居企業は企業活動上、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。 (その他)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市と入居企業が誠意をもって協議し、 合意した内容に従うものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。